

持続する志 七 会津藩公用方、秋月悌次郎 二

中西達治

三八

一 松平容保が、京都守護職に任命された当時の世情と幕府の施策はどうなっていたか。

文久二年閏八月一日、容保は京都守護職を受けるが、江戸幕府はそれ以前の七月六日に、徳川慶喜を將軍後見職、同九日に松平慶永を政事総裁職に任命し、二月に江戸城内で執り行われた將軍家茂と皇女和宮との婚礼で、形の整った公武合体の実をあげ、朝廷との関係を改善しようとしていた。このころ幕府は、孝明天皇に代表される理屈抜きの攘夷論にこたえながら、現実的な開港政策を推し進めるため、欧州に特使を派遣して、開港の延期などについて各国との交渉を始めている。八月十九日に、遣欧使節竹内保徳らは、ロシア外相ゴルチャコフと開市開港延期および樺太分界などに関する覚書に調印、閏八月三日には、オランダ政府から開市開港延期を承諾する公文書をパリで受領、同九日にはフランス外相と同様の約定書に調印している。だが慶喜が將軍後見職に任命された七月六日、長州萩藩は公武合体から破約攘夷に方針転換を決めていた。朝廷では、八月二十日に岩倉具視ら公武合体派公卿を蟄居処分とし、辞官・落飾を請願させるなど公武合体派の穏健な公卿は排斥され、過激な攘夷論者が幅をきかせることになった。この間京都の治安状態は極度に悪化し、七月九日、和宮の降嫁を画策した九条家家臣島田左近が尊攘派の暴徒に暗殺され、九月二十三日には京都奉行与力渡辺金三郎らが暗殺されて京都粟田口に梟首

されるまでに至った。薩摩・長州・土佐各藩の尊王攘夷過激派の突き上げで、九月二十一日朝廷は攘夷を決議して、急進派の三条実美を正使、姉小路公武を副使として土佐藩主山内豊範が同行する勅使を江戸に派遣、一行は十月二十八日江戸に着いた。これより先勅使派遣の報告を受けた幕府では対応策に苦慮した。慶喜も春嶽も、開国は天理（自然の成り行き）であり、既成事実となっている。破約は国際条約違反で無謀な攘夷は戦火を招くという点では意見が一致したのだが、対応策を巡って慶喜が、將軍が上洛して趣旨を率直に説明すべきだといったのに対して、春嶽は開国が朝廷に受け入れられなければ政権返上もやむを得ないと主張した。そんな中で容保はまず天皇の意志を大切にしながら公武一和の実をあげることだと、現実的な対応策を求めた。幕府は將軍後見職と政事総裁職とが真つ向から対立して議論百出、十月十三日春嶽は政事総裁職辞職願を出し、山内容堂に諫止されたが慶喜も二十二日後見職辞職願をだしている。この時は春嶽がそれを止めた。彼等が登城して辞表を撤回したのは勅使が江戸に到着する前日、十月二十六日のことであった。その後十一月二日にいたってようやく幕府は勅旨の遵奉を決めるに至った。

十一月二十七日、彼等は江戸城で將軍に対して攘夷の布告と親兵の設置を要求し、十二月四日に再度登城して、幕府に明年早々までの回答を求めたのに対して、翌五日將軍家茂は、攘夷を受け入れるが対策は一任されたい、細かなことは上洛して奏上すると勅使に伝えた。勅

使一行は、十二月六日以降順次江戸を出発して帰京の途についていた。この間朝廷では、公卿に政治的発言の場を与えるため十二月九日に行ったって国事御用掛を設置した。関白近衛忠熙以下の五摂家をはじめ親王・議奏・伝奏・堂上二十九人を任用した。久しく儀礼のみに関わってきた朝廷が、政治的な活動の場を持ったことになる。

宮中の小御所を会議場として毎月十日間、国政についての意見交換が行われた。この当時上流公卿は、穏健な従来路線の公武合体論者であったが、こうした議論の場が出来たことで下級貴族の過激な攘夷論が日の目を見ることとなり、議場をリードするようになっていった。そうした過激派の代表の一人が三条実美である。容保が京都守護職を引き受け京都に出発する半年足らずの間に、事態はそれまでとは全く異なる様相を示し始めていたのである。

従来京都所司代は与力(馬廻格)五十名、同心(歩行士格)百名、町奉行所は与力(馬廻格)四十名、同心(歩行士格)百名の編成で、この人数で市政・裁判・治安の全てをコントロールしていた。だが、通常業務で手一杯の現組織で多発するテロや暗殺事件の処理に対処するのは不可能だった。

二

こういう状況のまっただ中へ、会津藩から容保以下千名近くの藩士が京都に出役した。このことは、幕府の京都市民に対するある種の非常事態宣言であり、会津藩は京都の治安維持のため全権を掌握したということになる。京都の治安維持のためには、朝廷内の過激派とひそかに連絡を取り合う所謂壮士、志士たちの動向を把握し、彼等の動きに対する対応策が欠かせない。それと同時にこれまで以上に幕府と朝廷との連絡を密にし、相互の意思疎通を図る必要がある。これまで全く交流のなかった天皇をはじめ関白・大臣などの公卿・朝臣とも直接対面して話しを聞く必要が出てくる。その際は、時代の流れを把握

し、幕府の方針を理解した上で、現実的によいような解決策があるのか的確な判断をしなければならぬ。容保に求められたのは、幕府の代表として朝廷と幕府との関係を調整するというやっかいな問題の解決だった。

三

一月二日容保は初めて参内する。五日には將軍後見職徳川慶喜が入京して、三月に予定されている將軍家定の入洛に向けて幕府側の準備を始めた。容保は、活動の基盤となる組織を徐々に整え、一月七日には活動指令の総本部ともいふべき公用方を設ける。

悌次郎と共に京都に先発した広沢富次郎(安任)が、後年まとめた『鞅掌録』によると、

七日新二公用方ヲ設ク。守護職ノ命ヲ蒙リ玉ヘシヨリ、事公用ニ預ルモノハ留主居役ヲシテ任セシム。小森久太郎・野村左兵衛・外嶋機兵衛等即チ是也。此ニ於テ新局ヲ設ケ、大数俊蔵用人ヲ以テ兼テ謀議ニ与リ、丹羽寛次郎書簡ヲ以テシ、小野権之丞・小室金吾ハ奥番ヲ以テ皆専ラ之ヲ任ス。原政之進ハ刀番ヲ以テ兼テ参与ス。但公務ノ重大ナル、自ラ参与スルモノ無キヲ得ス。大江仁五左衛門・伊東図書・田淵房之進・荒井良助、用所役ヲ以テ其懸勤トナル。大野英馬・河原善左衛門・柴秀次・松坂三内・秋月悌次郎・及余安任取調ノ事ヲ命セラル。

とあり、その様子が分かる。

公用に関わる問題に対処するのは留守居役の小森久太郎・野村左兵衛・外嶋機兵衛等である。ただ、今回は問題が大きいため留守居役が判断を下すに当たっては、新たに新局を設けた。用人の大数俊蔵が兼務で参加、丹羽寛次郎は外交文書担当、小野権之丞・小室金吾は奥番として藩主との連絡役、原政之進は刀番すなわち軍事関係を所管、さらにそれぞれの役職の立場から大江仁五左衛門・伊東図書・田淵房之

進・荒井良助が兼務参加、その外に大野英馬・河原善左衛門・柴秀次・松坂三内・秋月悌次郎・広沢安任が情報収集役として任命されている。

内二ハ公ノ指命ヲ奉シテ講求討論ヲ擬シ、出テ、ハ八方ノ客ニ接待シ、浮浪脱藩ノ徒ト雖、国家ニ裨益アルモノハ厚ク交リ、就テ謀ラシム。

彼等は、公用局内では問題解決のために議論を尽くし、対外的にはあらゆる立場の人たちに面会して国家のために有益な人材と交流してその長所を取り入れ共に目的達成のため働いた。

公用局の活動開始に当たって容保は、局員全員を集めて演説した。

一日公尽ク公用局ノ者ヲ前ニ召シ玉ヘ、慰撫懇篤備サニノ玉フ。

「職掌大ナル上ハ、叡慮ノ貫徹セサルヲ恐レ、又將軍委命ノ重キヲ思ヘハ、力量微ニシテ任責重シ。何以テ堪ヘキヤ。且此ニ来ル、日淺シ。宮・堂上ニ於テ、我カ為ニ先容スル者アルニ非ス。下民ノ情実ニ於テモ未領得セス。而シテ不妥ノ事共往々耳ニ入り、末流ノ赴ク処如何ナルヘキ。事一誤レハ酒井若州トナルモ料リ難シ。心為ニ痛ミ眠ニ就キ難シ。汝等ノ力ニ非スハ、誰カ之ヲ助クルモノゾ。」

ト。公至性温潤ニ在シ玉ヘ、其忠誠ノ厚肺間ヨリ流出シ玉ヘルカ故ニ、衆皆感奮嘘歎シテ言ヲ発スル能ハス。

容保は、局員一同の仕事ぶりを手篤くいたわり、会津藩主として現在自分が置かれている窮状をるる説明した。

天皇の考えを政治にうまく反映出来るか出来ないか、將軍から任せられた職責の重さを思うと、職掌の大きさに自分の力量は遥かに及ばない。京都に来てからは、日も浅い。朝廷の高官の中で、自分のために事前に準備してくれる者がいるわけではない。京都の一般人の内情についても分からないことが多い。一方で穏やかではないわさを耳

にすることが多い。そんな風潮のはてはどうなるのか。もし対処法を間違えれば、酒井若州の二の舞になりかねない。それが心配で夜もおちおち寝られない。全力を尽くして助けてほしい。

おおよそそのような趣旨である。酒井若州とは、安政五年（一八五八）から文久二年（一八六二）の間、京都所司代を務めた酒井若狭守忠義のことである。彼は安政五年十三代將軍家定急死の後の將軍継嗣問題では、南紀派を支持して一橋派を弾圧し、徳川家茂の就任に貢献した。和宮降嫁など公武合体にも尽力しており、幕府の対朝廷政策推進者として尊王攘夷派に目をつけられていたため、京都の治安悪化を阻止出来なかった。容保の京都守護職就任前後の事情を踏まえての発言であるが、自分の置かれた立場を理解し、状況を論理的に分析して公用局員の協力を依頼するこの言葉は、容保の聡明さ、率直なひとがらをうかがわせるに十分である。こうした率直な青年藩主の発言は、公用局の構成メンバーに少なからぬ感激を持って迎えられたことが、衆皆感激の余り涙を流してものをいうことが出来なかったという解説で分かる。

この言葉を受けて口を切ったのは公用局筆頭の小森久太郎である。時二久太郎上座ニ在リテ、

「恐ナカラ御配慮ノ至レル宜ナリト雖、事ニ臨ノ間自ラ策略アリテ、処置ノ宜シキヲモ成シ得ヘシ。」

トイヒハ、公開キ玉ヒテ、

「策略は殊ニ宜シカラス。至誠ヲ以テスレハ人自ラ服従スヘシ。纔ニ一意ヲ設テ之ヲ為スハ、敗ヲ取ル基ナリ。」

ト云ヘ玉ヘリ。

小森が「ご配慮の趣はよく分かりました。事態打開のためには策略がなくてはなりません。」と受けたのに対する容保の「策略はよくない。至誠を貫けば、人はついてくる。」という答には、朱子学に基づ

く為政者としての心得を教育された青年藩主のまじめさがにじみ出ていて、人格的には非のうちようがないが、権謀術策が渦巻くこの時代の京都政界を乗り切るためには、いかにも線が細いといわざるを得ないだろう。こうした性格だからこそ孝明天皇の信任を一手に受けることが出来たことは確かであるが、全体としてみた場合、後の会津藩の窮状を招くことにもなったのではなからうか。それはともかく、「トイヒハ（といへば）」「云へ玉へり（いひたまへり）」など、随所に現れる東北なまりが、臨場感を倍加している。

此ヨリ議アレハ、公之ヲ局中ニ下シテ討論セシメ、然ル後ニ之ヲ家老ニ言シ、家老共ニ出テ、公ニ言ス。公務ヲ忌憚ナカラシムルカ故、群臣懷ヲ尽シテ之ヲ議シ、而ル後ニ決ス。其事急迫ニ係ル者ハ、初ヨリ公ノ前ニ於テ之ヲ議ス。公或ハ其憚リアルヲ恐レ玉ヘハ、障子ヲ距テ、聞玉ヘ、後ニ其座ニ臨ミ玉ヘルコト抔モアリ。事或は一昼夜ニ連テ決セサルアリ、或ハ深秘ニ係ル者ト雖共相論スルノ間、声ヲ励シ人ノ聽ヲ覚ヘス、合サレハ相闘ハントスルモノ、如ク、決スレハ互ニ洒然トシテ敢テ狭（狭カ）ムモノナク、人々其力ヲ尽スコトヲ得ルモノハ、公之ヲ作振シ玉ヘルナリ。

問題解決のため容保はまず公用局で議論させ、その結果を家老に知らせる。その後家老が容保に報告するという形を取った。議論する際には地位、自分の差を顧みず自由に忌憚なく発言させるようにしていたため、誰もが私心無く意見を戦わせて結論を出した。緊急事態の場合、はじめから容保が議論の場に立ち会った。立場上主題になっている問題に直接関与しては都合が悪いような場合には、障子の陰にいて議論の成り行きを聞き取り、結論が出た後で姿を見せるということもあった。問題によっては一昼夜連続して議論しても決着がつかないこともあった。そうかと思えば極秘の問題なのに争論しているうちに

段々声が大きくなり人が聞いているのはお構いなしであったり、意見が合わないとい触即発のような雰囲気になることもあった。だが意見がまとまると、その後は一致団結して私心無く対処した。そういうことが出来たのは、容保がそうなるよう仕向けたからだ。

四

広沢が紹介している公用局の運営方法を見ると、局内の集団討議の実情が分かる。問題解決のために発言出来るのは、一部の有力者、高位高官に限られているのではない。先に紹介されたそれぞれのメンバーが、自由に自分の意見を発表し、全員が討議する中で、結論を導き出している。これは、民主的な会議運営の基本である。容保は、立場職責の異なる構成員全員の意見を聞いた上で、もつとも適切な解決法を得ることが出来る体制を整えたということである。その結果、公用方は、対外的に一致して事態の処理に当たることが出来た。これに関して広沢安宅は『幕末会津志士伝一名孤忠録』の「公用方秋月胤永」の項で、次のように記している。

彼等（筆者注 在京の浪士達）ノ多クハ無責任ナル過激論者ニシテ、各々懷抱スル所ノ持説ヲ以テ有力ナル時ノ公卿有司ニ売ラントスルニ外ナラズ。然ルニ我藩人ハ、初メヨリ藩論一致シテ君臣共ニ職ニ殉スベキコトヲ決心セルヲ以テ、敢テ自説ヲ唱ヒ又ハ個々ノ行動ヲ取ラズ。是ヲ以テ彼等ハ我ヲ目シテ因循姑息ト云フニ至レリ。

と述べている。公用局員の活動姿勢がよく分かる。

五

『鞆掌録』の別項で安任は京都在留中の会津藩関係者の簡単な人物批評を試みている。

小森久太郎ハ強毅ニシテ事ニ堪ヘ、必ス己カ所見ヲ貫ク。一議昼夜ヲ貫キ衆或ハ困睡スト雖独依然トシテ採マス。所見或ハ異ナ

ルアリト雖、人皆其強勇力アルニ服ス。

丹羽寛次郎ハ果敢強梗好テ人ノ言ヘ難キヲ云フ。公及家老ト雖モ憚ル処ナシ。

野村左兵衛ハ温和ニシテ怜悯、能ク人ト応接シ能ク尽言ヲ容ル。内外親疎皆其歡心ヲ得。

小野権之丞・小室金吾ハ左右ニ生長シ、公ノ盛意ヲ奉承、皆誠実忠良ニシテ能クメ勞ヲ顧ス。

大藪俊蔵・原政之進ハ基本職ヲ勤、時ニ出テ、其議ニ与ル。亦所長有ルモノ也。

河原善左衛門ハ能ク大体ノ条理ヲ挙ケ事ヲ論スルニ鋭シ。

大野英馬・柴秀次ハ敏捷ニシテ事ヲ弁シ、松坂三内ハ着実ニシテ能ク勤ム。

秋月悌次郎ハ能弁多智、力量モ亦アリ。百事ニ所シテ揉マヌ、所長尤多シト。然共忌ム者往々有リト雖又之ヲ棄ツル能ハス、自ラ逸物ナリ。

安任不肖又何ノ幸ソ撰ハレテ其末ニアリ。

公用方に任用されたメンバーは、それぞれ独自の問題意識を持ち、ひとすじ縄では行かぬものばかりである。それぞれの特徴を説明した中で注目されるのは、悌次郎についての批評である。「能弁多智」何事もうまく収め、もつとも有能だが、どういうわけか憎むものがあるという評価は、藩内で彼を取り巻く人間関係を暗示する。こうしたメンバーがそれぞれ「局中人々奮励シテ勞ヲ厭ハス其所長ヲ尽ス事ヲ得」たのを安任は、容保の配慮によるとしている。

六

公用局の下には書記役があり、それぞれの役職者は家老に従って仕事をこなす。家老の補佐役は他藩の事情を知らなくては仕事が出来ないから、単独での対外交渉は禁止されている。来訪者がある場合は、

必ず誰か同席する者がいる。

大江仁五左衛門ハ真実ニシテ事ヲ重ス。

田淵房之進ハ氣盛ニシテ勇ナシ。時ニ暴激セルカ如クニシテ斟酌モ亦其中ニ在リ。

伊東凶書ハ純粹ニシテ君子ノ風アリ。惜ラクハ氣乏ク病起リ其志ヲ師ユル能ハス。

荒井良助ハ強梗ニシテ精勉自ラ其怒ヲ制スル能ハス。亦其誠実ヲ見ルニ足レリ。

四人等心ヲ合セテ老職ノ輔トナル。こういふ開かれた会議のかたちを支えたのが、筆頭家老の横山常德であつたことはいまでもあるまい。

老職横山主税ハ年六旬ニ余リ江戸ニ在ル久敷、屢苦艱(艱カ)ヲ歴。老成忠実秩々トシテ事理ヲ弁、上ヲ重ンスル殊ニ深ク、善ニ与シテ己ヲ忘レ、能言ヲ用ユ。実ニ一藩ノ柱石也。

田中土佐ハ氣宇寛宏、士民ノ望ヲ負。公命シテ先ツ登リ次序ヲナシテ駕ヲ迎シハ、二人志ヲ合セテ我公ヲ輔ク。

この結果、而シテ公能ク群臣ノ所能ヲ知テ、之ヲ尽サシメ玉ヘリ。外ニハ武官ノモノ各其志ヲ励マシテ職ヲ奉シ、命令ノ下ル処ハ水火ト雖トモ避ケサラントス。是ヲ以テ上下相和シ、闔藩ノ氣鬱然一致シ、犯ス事能ハサルモノアリ。

七 といふ会津藩の京都守護の体制が整つたのである。

一月二十三日、関白が穩健派の近衛忠熙から過激派に近い鷹司輔熙に代わる。將軍家茂が江戸城を出発して上洛の途についた二月十三日と同じ日に、朝廷では、国事參政、国事寄人の設置を決めて、政治介入の姿勢を明確にする。攘夷強硬派の筆頭である議奏三条実美の追及

を受けて翌十四日慶喜は、容保、松平春嶽（二月四日入京）、山内容堂（一月二十五日入京）、伊達宗城（前年十二月二十一日入京）を二条城に招いて会議を開き、三条実美に対して、將軍が江戸に帰った後二十日後を攘夷期限とすると答申した。京都の幕府代表者が江戸の政府関係者にはかることなく政策決定をしたことになる。この会議には、一月八日上京し十五日に天皇に拝謁していた徳川慶勝（御三家筆頭尾張藩前藩主、尾張老公。母の弟徳川斉昭と共に過激な攘夷論者として知られていた。安政五年七月、日米修好通商条約調印を糾弾して斉昭と共に不時登城したため隠居謹慎を命じられていたが、文久二年四月、幕府から正式に赦免され、十月一日付けで従二位権大納言に叙任されていた。）は呼ばれていなかった。日米修好通商条約調印については慶喜も単独で不時登城して井伊直弼に抗議していたし、春嶽は斉昭・慶勝と共に不時登城して直弼を詰問した当事者同士であったが、幕政輔翼の立場にあった慶喜・春嶽と、そうでなかった慶勝とは意見の食い違いがあった。（以後の経過を見るとその差は最後まで縮まらなかった。）この間の事情を『七年史』ではこう記している。

此時に当りて、一橋中納言慶喜・松平春嶽は、尾張前大納言慶勝と不和の形容を生じて至難の国事を処理せらるゝにも、協議の事としては無りけり、前大納言も不快の念少なからねばおのづから尾州藩士は、皆憤らざるなし。肥後守容保いたく憂ひて、秋月悌次郎に命じ越前藩の中根雪江を説かしめけり。悌次郎は雪江を見て曰く、政務今日の至難に遭遇しながら、尾老公を疎外せられて、御協議あらざるは何の故にやあらん、雪江報如として曰く、此事をして円満ならしむるは容易ならず、事の此に至りし者は、畢竟尾州家に談合すれば、其事の浪士に洩れん事を愁ふるに外ならず。尾藩の田宮など来りて時事を談ずるも、時情に適せざる事のみ多ければ、おのづから防が如きに至れり。悌次郎が曰く、

何ぞ誤謬せらるゝの甚しきや。今日尾州家を外視して、幕府の政務完全なるを得べからず、闔藩既に不満の情あり、仮令六十万石の浪士を生せざるも、一藩単独の意見を發表して、徳川家のために周旋せらるゝに至らば、幕府は如何にして制馭せらるべきや、殆んど惑ふ所なり。雪江が曰く、其意を了せり、誓て尽力すべしとなりければ、又武田耕雲斎を見て、此論を説きしに、耕雲斎が曰く、近頃密事を隠さるゝが如し、既に昨夜も一橋公に謁して、陳弁しおけりと、兩人相謀りて、意見書をつくり、一橋公に呈上せりといへり。

この当時、慶喜、春嶽ら京都在留中の幕府側の責任者と慶勝とは全く交流がなく、慶勝が不平を抱いていたから尾張藩士も憤りを隠さなかった。その様子を心配した容保が、この会議のあと悌次郎を春嶽の腹心中根雪江のもとに遣わしたというのである。

悌次郎が、この政務困難の折から、慶喜や春嶽が慶勝を除外して事態打開を図ろうとしているのはなぜかと問いただしたところ、顔を赤らめた雪江が言うには、この問題を円満に収めるのは難しい。こうなったわけは、慶勝に相談すれば、内容は全て過激派の浪士に筒抜けになる。家老の田宮が来て話すのを聞いても、情勢分析に時代に合わないことが多くて困る、だからだと。これに対して悌次郎は、それはおかしい。今現在、尾張藩を除外して幕府は政務を滞りなく行うことは出来ない。全藩あげて不満がみなぎっている。尾張藩から浪士がでなくても、尾張藩が単独で將軍家のために行動を始めたなら幕府としてはどういうことになるか。尾張家との連携なくして事態解決の道無し、その辺りをどのように考えているのかと問い詰めると、雪江は分かりましたとこたえた。そこで悌次郎は水戸家の重臣武田耕雲斎とも会って話した。耕雲斎は、徳川斉昭の側近であったことが縁で斉昭の子の慶喜とも親しい間柄であり、文久三年二月には、慶喜の要請で京

都に来ていたのである。彼もたしかに近頃は重要問題は敢えて話が通されていないようで、昨夜もその点については慶喜に意見書を提出したところだと言った。

このやりとりを見ると、事件展開の裏側にある、幕府側の人間模様がよく分かる。徳川将軍家を中心とした幕府体制のためという大義名分が、御三家・御三卿あたりでも通らなくなっている。そうした中で、その外郭に位置する会津松平家がやきもきしている様子がよく分かる。公用方のメンバーが、どのようなかたちで国事に関わっているかを知ることの出来る貴重な情報である。

八

その後二月十九日に慶喜と春嶽は松平容保、山内容堂（一月二十五日入京）、伊達宗城（前年十二月二十一日入京）を集めて京都所司代で会議を開く。そこでは春嶽が、政令一途という観点から大権返上か、幕府委任かどちらかだという持論を展開（人物叢書『松平春嶽』）、翌二十日には、慶喜・春嶽・容保・容堂が関白鷹司輔熙に、政令一途のための御前会議を提唱するが、この件については将軍上洛後に持ち越しとなった。同じ日、長州藩の毛利定広（世子）が、関白鷹司輔熙等に対して攘夷期限が決定されたら、天皇は賀茂の両社に参拝して攘夷祈願をされたいと建白している。西国諸藩が幕府の統制を外れた行動に出ていることをはっきり示している。話が戻るが、十九日、江戸ではイギリス代理公使ニールらが、幕府に対して生麦事件の下手人の引き渡しと賠償金を請求している。幕府の関知しないところで引き起こされた責任を追及された幕府関係者の当惑が目に見えるようである。将軍が上洛する旅の途中という幕政にとってはエアープケットに落ち込んだような時、江戸でも京都でも施政の根幹に関わる問題が起きていたのである。とにかくこれらの経過を見ると分かるように、上洛して京都警護の立場に立ったとたん容保は、朝廷と幕府と

の政治問題の中枢に入り込み、大局的な判断を迫られることになったのである。

九

こういう状況の中で、二月二十二日夜、尊王攘夷過激派が等持院に祀られていた足利尊氏、義詮、義満ら三体の木像の首を三条橋下にさらすという事件がおこった。首の下に位牌が下げられ、次のような文が板に書き付けて立ててあった。『京都守護職始末』によれば、

逆賊

足利尊氏

同 義詮

同 義満

正名分之今日に当り鎌倉以来之逆臣一々遂吟味可誅戮之処此三賊巨魁たるに依て先醜像へ加天誅者也

文久三年亥二月二十三日

逆賊足利十五代

此者共之悪逆は已に先哲之所弁駁万人之能知処にして今更申に不及と雖も今度此影像共を令斬戮に付而は贅言ながら聊其罪状を示すべし抑此大皇国之大道たるや忠義の二字を以て其大本とするは神代以来の御風習なるを賊魁鎌倉頼朝世に出奉悖朝廷不臣の手始を致し尋いて北条足利に至りては其罪悪実不可容天地神人共に誅する所也雖然当時天下錯乱名分紛擾之世朝廷御微力にして其罪を糺し給ふ事能はず遺憾豈可悲也今彼遺物を見るに至りても真に奮激に堪へず我々不敏也と雖も五百年昔の世に出でたらんには生首引拔んものと握拳切齒片時も止事能はず遂に不臣の奴原の罪科を正すべきの機会也故我々申合先其巨賊大罪を罰し大義名分を明さんがため昨夜等持院に有所の高氏始め其子孫の奴原之影像を取出し首を刎是を梟首し聊散旧来之蓄憤者也

亥二月二十三日

大將軍織田公に至り右之賊統斷滅し些は愉快といふべし然るに夫より爾来今世に至り此奸賊に超過し候者あり其党許多にして其罪悪足利氏の右に出づ若夫等の輩直に旧悪を悔え忠節を抽て鎌倉以来の悪弊を掃除し朝廷を奉補佐昔に復し積悪を償ふの所置なくんば満天下之有志追々大挙して糺罪科もの也

右は三日之間晒置者也若捨候者は急度可行罪科もの也

という理由で、名分を正すという観点から、武家政権が出来てからの逆臣を一々吟味して処罰すべき所、この三人はもつとも罪が重いので、彼等の醜い木像に天誅を加えるというのである。

していることは木像の首をちよん切つてさらすという子供の悪質ないたずらに類するばかりか、これにつけられた告発状が、いかにも当時の雰囲気を行彿とさせる。

室町幕府十五代の足利政権の逆賊ぶりはよく知られているところだが、木像の首を切つたことについてなぜそうしたのかという罪状をはっきりさせておきたい。我が国は天皇の国であり神代以来忠義の二字が、根本道徳である。所が、鎌倉時代に頼朝が朝廷をないがしろにして以来、北条・足利に至つてはその罪悪はさわまつている。ところがこの時代は天下が錯乱し名分も紛糾し、朝廷が微力だったためその罪を正すことが出来ず、遺憾で当時の遺物を見るだけでも怒りが収まらない。もし我々が五百年前に生まれていたら、彼らの生首を引っこ抜いてやるのにと、手を握りしめ歯がみをしている。ついにその機会が来た。それ故自分たちは相談して等持院に祀られていた足利三代の木像の首をはねて、これまでうつつぶん晴らしをしたのだ。

木像の首を切つたのは、「散旧来之蓄憤」すなわち日頃のうつつぶん晴らしだという。そしてさらに

織田信長が出て足利一統を滅ぼしたことはちよつと愉快なことだったが、以後今日に至るまで、足利氏以上の奸賊が大勢いる。その罪状は足利氏以上だ。もし反省して鎌倉幕府以来の政治を改め、朝廷を補佐するようになれば、我等の同士が大挙して断罪の行動に出る。

これは三日間さらしておく。もし取り片付けるものがあれば、きびしく処分する。

これが幕末期の志士と称した人たちの実情なのである。いわんとするところは、水戸藩において『大日本史』の編纂過程で成立した水戸学派の学風に基づき、日本史における権力の正統性を、天皇の存在によるとするとするところから、武家政権を否定し、南朝正統論によつて後醍醐天皇と対立した足利尊氏を賊と決め付ける発想で、尊氏を高氏と表記しているところにもその意識がはつきり読み取れる。ことがらは木像の梟首という悪質ないたずらだが、そこに象徴されていたのは、幕府政治否定の精神そのものだったと云える。しかも最後の一行に至つては、京都の治安を守る立場の町奉行所に対する挑戦としか云えない。幕府の権威が失墜していることをはつきりと世間に知らしめるといふ点で、非常に効果的だったと云えよう。

十

これに対して幕府側はどう対応したのか。『会津藩日記録』には、二月二十九日付けで在京の横山主税・田中土佐が、連名で国元の家老萱野権兵衛等宛に出した文書が収載されている。

当廿二日之夜、何者之所為二候哉、別紙之通無勿体も足利將軍三代ノ木像、三条河原へ梟首致候由相聞、右は浪士共之仕業二可之在候所、是迄寛太之御処置二被成置候へとも、夫而已二差置候而ハ幕府之御権柄不相立段ハ勿論、奉輕蔑朝廷候段二相至、如何様ニ御処置在之可然哉と、深々御配慮被為在候段、御沙汰有之見

込之次第、公用方へ厚申含置候所、
「…所、…所」と切れ目無く続く長い文章であるが、内容に即して整理してみる。

事件が起きたのは二十二日の夜、すなわち二十三日の朝である。事件を引き起こしたのは浪士達であることははっきりしている。これまでは寛大ということであったが、これをこのまま差し置いては幕府の權威に關わるはもちろん朝廷をないがしろにすることにもなるとして容保は深々と配慮を重ねており、何分の沙汰があるはずと公用方にも言い含めておいたところが、と具体的な対策を公用方が担当するということ。もったいなくも、という言葉で分かるとおり、足利三代を室町幕府の將軍職として評価しており、こうした行為は秩序違反であるとはっきり認めていることが分かる。

ところがこの事件には意外な裏があつたのだ。

大庭恭平義、其節之始末柄及自訴候二付、評議仕候所、此度之所為ハ迎も寛大ニ被成置候義ニハ必至と無御座、嚴ニ御取締被仰付於無之ハ、申上候迄も無御座義之所、幸恭平申上候策略至極と相聞、尤当人神魂相居リ大丈夫ニ相見申候間、此機密ニ御任被成召捕候義、大好機會と奉存候旨、別紙之通公用方より申出、同人義死を以及自訴、其節之挙動明白ニ相分候二付而ハ、直様嚴重ニ御処置無之候而ハ、御職掌も不被為立義、仍而ハ如何様ニ御手卸ニ相成可然哉と、種々御配慮被遊、拙者共并公用方懸リ之者御前へ被召出、各議論御聴被遊候所、

この時の犯人グループの中に、大庭恭平という会津藩関係者がいた。彼は容保の上洛に先だつてこの地方の浪人の動靜を探るために京都入りしており、同志としてやむなく行動に参加したと自訴してきたというのである。こうなると寛大な処置で済ますというわけにはゆかない。幸い恭平は肝の据わつた人物で、彼が言うとおりにすれば過激

な浪士達をいつせいに捕らえることが出来る絶好のチャンスだと思われると、公用方から報告があつた。恭平が死を覚悟の上で自訴してきたことによりこの時の挙動が明白になつた上は、すぐさま嚴重に処置しなければ職務上差し支えが起きる。さてどのようにしたらよからうかと容保は考えた末に、横山や田中など家老及び公用方のメンバーを集めて議論させたというのである。

その結果、公用方の意見は、

この地域における情勢を知る上で、國家の安危に關することがらは浪士達の動き如何によることが大きいから、これまでの寛大を旨とする方針に、公用方一同感服している。しかし、そうしたこちらの配慮にもかかわらず今度の所行に及んだのは不屈き至極でこのまま捨て置くわけには行かぬ。特に恭平という会津藩関係者が中にいるので、このことが他所から露頭してしまふと守護職遂行の邪魔になる。即刻嚴罰に処すべきである。

とまとまつた。容保もその場に同席していて、昨今は浪士の勢いが強く町同心の配下のみでは全員捕縛にはならないと、藩士のうち、中士、臨時雇い、雇い足輕などの手勢を差し向け、手向かつてきた場合には討ち取つてよいという体制で、断固たる姿勢を示して取り締まるべきだと、二十四日の暮れ方、小森久太郎を使者として町奉行・同心・与力を呼び集めた。しかし評議所で人数を集めるには遅すぎて今夜には間に合わないということが分かつたので、中止の連絡をしたが行き違ひになつて、両奉行が評議所にやつてきた。彼らはそこでは納得して計画を受け入れ二十五日の夜決行と決めて歸つた。所が翌日、秋月悌次郎が奉行所に出向くと、彼らは

嚴ニ御取締有之候而ハ、如何様之異変生間敷事ニ無之、右二付而ハ愚存も在之候間、何れ罷出御直ニ申上度

きびしい取締では何が起こるか分からない。この件については考えが

あるので、後ほど出向いてお話ししたい、と態度を豹変させていた。会津藩では長引けば情報が漏洩して大変だから何とか今晚中に着手したいと思い、小森久太郎・野村左兵衛を奉行所に差し向けたが、同じことを繰り返すばかり、暴発が京都だけで収まれば守護職の職掌内でよからうが、暴発した結果天下の一大事になるやもはかりがたく、「至大至重之事」であり、たまたま現在將軍後見職・政事総裁の兩名が在京中だから、これらの方々と熟談の上手を運んでもらいたい。守護職からの下知に対して意見を言う立場ではないが、その方がためになると思う、それにつけても腹藏があつてはならないので、明朝一同で容保に直接話をしたという挨拶、二人が公用局に帰ってその旨報告したので容保も諦めざるを得なかったという。

機会を失ひ候事二候へとも無是非次第二付、右之趣、兩人一同御前へ罷出申上候所、残念なカラ其通致候外有之間敷旨被仰、という記録からは、いかにも残念という気配が読み取れる。

さらした木像の首に併せて立てられた高札の内容は、京都の治安維持を担当する町奉行所に対する公然たる挑戦である。会津藩側では、藩関係者が事件の当事者の中にいて、一網打尽犯人を捕らえられるという確信に基づいての行動提起だったのだが、奉行所側は言を左右にして浪士捕縛に踏み切ろうとしない。將軍上洛を間近に控えての京都の混乱を目の当たりに示す実例の一つと云えよう。

十一 結局翌日になって容保は二条城に登城して町奉行ともども慶喜、春嶽と相談、彼らに異論は無くその夜なつてようやく犯人逮捕にこぎ着けた。

其夜両町奉行与力同心共召連、被相越候二付、兼而被仰付候者共囚人壹人へ甲士勤式人、御徒御雇壹人、足輕三人之割合を以〇印書拔之人数、其ヶ所々々経出張致候所、△印人別之者共召捕二

ハ、尋常ニ畏服不致、手向候者も有之候へ共、御人数二ハかすり疵も不受無難ニ而、囚人共数人召捕帰營致候二付

〇とか△とかは、別紙の一覧表の人名などにつけられていたものだろう。両町奉行が、与力・同心を引き連れてやってきたので、会津藩ではかねての手はず通り囚人（犯人）一人に対して藩士二人、雇いの御徒一人、足輕三人という配置でそれぞれの潜伏場所に派遣、犯人の中には抵抗して負傷した者もいたが、討手には一人も負傷者は出ず囚人たちを捕縛して無事帰營した。

拙者共御前へ罷出、具二言上候所、御人数之面々無難ニ而数人召捕候段、御感不斜思召、御懇之御意被成下候義二候

主君の前でつぶさに報告したところ、家中のメンバーがなんなく犯人を捕らえたことについて、「御感なのめならず」、懇ろにねぎらいのことばをかけられたという結びが、事件を解決した藩士達の喜びを表現している。

この時の逮捕の状況は、『七年史』に詳しいが、この『会津藩庁記録』所収の二月二十九日付けの国元宛の報告書では、町奉行所とのやりとりなど、当時の守護職の置かれた立場と、そこで活躍する公用方の役割が非常によく分かる。

十二 『京都守護職始末』によれば、木像梟首事件の犯人逮捕の翌二十七日、容保は事件の概要を伝奏衆に報告した。將軍家茂入洛を三月四日に控えた幕府側の対策が一応功を奏したということであろう。

この事件にはさらに後日談がある。先に孝明天皇の賀茂両社への行幸を建議した長州藩の毛利定広は、二十八日には家老浦鞆負を学習院に派遣して、さらに男山八幡宮への行幸を建議した。三月二日、朝廷はこの建議を受け入れる。こうした工作をする一方で毛利定広等は、犯人たちの釈放を朝廷に対して強力

に働きかけた。

三月四日、將軍が早朝京都入りする。同じ日、定広等長州藩の意を受けた朝廷は伝奏を通じて、將軍を二条城に迎え入れてあわただしく立ち働く政事総裁職の春嶽にあてて、「先日守護職が捕らえた足利三代の將軍を辱めた犯人は、その心事を酌量すれば、正義の士であるからこの逮捕は不当である。処罰すれば人心がそれを受け入れるとは思えない。とりあえず寛刑に処すべきだ。」という内容の文書を送りつけたのである。この時幕府側では、家茂の参内を控えて、以後の幕府の体制が万全になるよう、朝廷との関係改善のためさまざまな対策を講じている最中であつた。五日將軍後見職慶喜が、参内して天皇と対面、幕府依頼という天皇の言葉を直接聞いて退出したのは六日の早暁であつた。この間容保は二条城に詰めきりて朝廷との対応に当たつていた。幕府と朝廷が將軍上洛を受けてんやわんやの最中に、長州藩の横やりで伝奏衆が発した犯人釈放の要求は、守護職の命を奉じて京都の治安維持に当たつていた会津藩士に、激烈な反応を引き起こした。これを聞いて会津藩士の間では議論沸騰、

朝廷彼等を以て正義となすは、是れ捕ふるものを以て不正義となすなり、苟も兇暴を行ふものを以て正義となさば、国家の典刑何れにかある、

怒り心頭に発したのが、犯人逮捕に当たつた面々である。

中にも逮捕の事に与かれる、年壮血気の輩、四十余人悉く正服して、伝奏衆野宮定功卿の第に詣る、たまた会ま卿病に罹るを以て、其臣木下右兵衛尉に就いて、大に論ずる所あり、即ち我藩士の説に賛同し、病癒ゆるを待ち、参朝して弁明すべきを約す、

彼らは正装して伝奏野宮定功に押しかけた。本人がたまたま病氣だったので、家臣の木下右兵衛尉と議論し、説伏した後朝廷の国事参政・国事寄人の集議所である学習院に向かい、そこで三条西季知・姉小路

公知・壬生基修・中山忠光等に面会して一書を呈した。

去月召捕候浪士之輩は、正義之聞有之候所、其俣に相成候ては人心騒擾致し候間、召捕候者共早々出牢為致候様、被仰出有之哉に候処、右之者共先般肥後守申上候通、人臣至極之官位を蔑如致し候段、不憚天朝此道一度相開候はゞ、乍恐奉対宮堂上之御方、如何様之非礼相加候様成行も難計、無余儀召捕候儀にて、素より至当の事に候。然処彼等正義之者と被仰出候は、何たる件を被為指候哉、乍恐主上には御聖明に被為在候得は、断然右様之御沙汰無之筈に奉存候。去は何たる訳柄にて右様御沙汰御坐候哉、其根元承届、重大罪科に係候所置、公平之次第、奉言上、至当之御沙汰不被下候ては、壮年必死之輩何分居合不申、遂に藩籍を脱し如何成恐入候儀を生候も難計候間、何卒正不正之間明白にして、天下後世之疑惑無之様、御所置被下度、於私共奉歎願候。

以上 三月六日

先月捕らえた浪士達は、正義派という風聞があり、このままでは人心攪乱させるから、すぐに釈放せよという命令が出たというのを聞いたが、彼らは主君容保が申上げたとおり、足利氏は正式に叙位任官しており、それをないがしろにしたということは朝廷の權威を無視したということである。これを認めれば今後、皇族・貴族に対してどのような非礼が行われるか分らない。そのため逮捕したのであつて、これは至極当然のことだ。所が彼らの行為を正義に基づくというのは、何を根拠にそういわれるのか。天皇は聖明と聞いている。その方がこういう命令を出されるはずはない。だとすると、どういうわけでこのような判断が成されたのか。その根本をはつきりうかがい、重大な罪科に関わる問題の処置として、公平であることを申上げて、正しい判断をお下しいただけなければ、正義のため必死の者達は脱藩して、迷惑をかけるような事態に立ち至るやもしれない。正、不正を

はつきりさせて、後世天下の疑惑を招くことがないように所置をして
 いただきたい。

理路整然と、法理の原則を述べ、誤った判断が成された場合には、
 脱藩して事を起こす藩士がでるかも知れないと、決意の程を余すこ
 ろなく申し立てた達意の文章といふべきだろう。整然とした論証に、
 そこにいた公卿達も全く反論出来なかつた。会津藩士たちが大挙して
 学習院に押しよせたという情報が、二条城にいた容保の所に届くと容
 保はびつくりしてそこに外島機兵衛を派遣、次ぎに坊城俊克のところ
 に向かおうとしていた藩士達を説得して退散させた。その後容保は、
 政事総裁職の春嶽に、自分の意図に出たものではなく藩士達がやむに
 やまれずしたことでありと弁明、春嶽は法理に基づき不正の徒は許さ
 ないとして凜然とした文書を伝奏衆に示して、この件は一件落着と
 なつた。

幕府の当局者にとって開国が絶対に避けられないことは分かつてい
 る。これに対して孝明天皇の攘夷説をどう処理するのか。会津藩士た
 ちが、幕府の命を奉じ、孝明天皇の意をくんでなんとか事態を穏やか
 に収拾しようとしている中で、長州藩が世界の潮流を考へることなく幕
 府の統制を離れて、朝廷内の一部過激派と結託して事を構えている様
 子のはつきり読み取れる事件の一つである。

十三

『京都守護職始末』の記事では、この時の公用方の動向は全く描か
 れていない。行動を起こし、文章を認めたのが誰かについても全く言
 及がない。この事件について具体的に事件の流れを追つたのは、『幕
 末会津志士伝一名孤忠録』『七年史』などである。今『幕末会津志士
 伝一名孤忠録』秋月胤永の項を見てみよう。

文久三年、浪士等足利尊氏以下三代ノ木像ノ首ヲ抜き取り、三条
 河原ニ梟セリ。忠誠公（筆者注 容保のこと）捕吏及我士卒ヲ

発シテ兇徒ヲ捕縛セシム。一味ノ公卿諸侯等、彼等ノ嚴刑ニ逢ハ
 ンコトヲ憂ヘ、乃チ捕縛セラレシ所ノ者、正義ノ聞エアレバ特赦
 セラレンコトヲト、之ヲ政事総裁松平春嶽侯ニ伝フ。此時其捕
 縛ニ向ヒシ我藩士之ヲ聞キ、胤永ヲ三本木ノ寓居ニ訪ウテ曰ク、
 「朝廷ニ於テ木像梟首ノ犯人ヲ赦サントスト聞ク。果シテ真ナラ
 バ、之ヲ捕縛シタル我等不正ニシテ、彼等正シキ、公明ナル判断
 ヲ請ハザルベカラズ。」ト激昂甚シ。胤永曰ク、「諸君ノ説洵ニ宜
 ベナリ。然レ共、苟モ廷臣ニ対シ其罪ヲ詰問セント欲スルハ、非
 礼ノ罪輕カラズ。故ニ諸君ニ於テモ亦、最後ノ決心ナカルベカラ
 ズ。」ト。因テ明日共ニ伝奏邸ニ同行スベキ旨ヲ告ゲ帰ラシム。
 翌朝ニ至リ壯士數十名、悉ク礼服ヲ着シ来リテ同行ヲ求ム。胤永
 乃チ衆ト共ニ水盃ヲ酌ミ、相携ヘテ伝奏野々宮宰相中将定功卿ノ
 邸ニ到リ、謁ヲ請フ。卿病ト称シテ逢ハズ。因テ学習院ニ三条西
 中納言季知・姉小路公知卿等ニ謁シテ曰ク、「某等ハ先キニ木像
 梟首ノ徒ヲ捕縛セリ。然ルニ朝廷ヨリ彼等正義ノ聞エアルニヨリ
 放免セヨトノ命アリト聞ク。果シテ然ルヤ。彼等ハ微賤ノ身ヲ以
 テ天朝ヲ憚ラズ、恰カモ高貴ノ墳塋ヲ発キ死屍ニ鞭ツニ均シキ兇
 暴ヲ敢テ為シタリ。此ノ如キ徒輩ニ国家ノ刑典ヲ加ヘズンバ、如
 何ナル罪状モ問フニ足ラズ。又愛憎ヲ以テ罪ノ有無ヲ断ズルガ如
 キコトアラバ、天下ニ信ヲ失ハシ。敢テ教ヲ請フ。」ト。二卿相
 見テ姑ク答フル能ハズ。良々アリテ季知卿弁ズル所アラントスル
 ヤ、壯士ノ一人急ニ叫ンデ曰ク、「今貴卿ノ首級ヲ請フモ、尚正
 義ナルヤ。」ト。劔ヲ按ジテ進ム。二卿驚悸甚シク追テ沙汰ニ及
 ブベキ旨ヲ伝フ。胤永曰ク、「即坐ニ明答ナキ限リハ我等一步モ
 退ク能ハズ。」ト。卿等益々畏怖シ、窃カ二人ヲ馳セ春嶽侯ニ急
 ヲ告グ。時ニ我公ニ二条城ニ在リ。候ヨリ此報ヲ聞キ大ニ驚キ、直
 チニ外嶋機兵衛ヲ召シ、命ジテ藩士共ニ退去ヲ伝令シ、且此事ハ

吾意二出タルニアラザルコトヲ陳謝セシメラル。

文中胤永というのは、悌次郎の実名である。浪士をとらえた会津藩士が、抗議行動を起こそうとしてまず訪問した相手は秋月悌次郎だったのである。浪士が正義の徒、無罪というなら彼らをとらえた我々は不正義、有罪ということになる。どちらが正しいか決着をつけてもらいたいと激昂した藩士達に向かって悌次郎は、そのとおりだが、廷臣に向かつてその罪を詰問するという行為は非礼も甚だしい。もし本当に実行するのであれば相応の覚悟が必要だ、明日いっしょに行くからと説得していったん引き取らせた。翌日藩士達は全員礼服を着用して悌次郎の宿所にやってきた。『七年史』によればこの時悌次郎のもとに集まったのは、柴秀治・河原善左衛門・広沢富次郎・沖津庄之助等四十余人、全員が麻上下着用であったという。全員が水盃を交わしたという所に、彼らのなみなみなならぬ決意が読み取れる。『幕末会津志士伝一名孤忠録』には一書を呈したという記事はないが、『七年史』には呈したとある。その上で悌次郎は、理路整然と法理のあるところを陳述したのである。言説の内容は、ほぼ『会津守護職始末』に記された一書の内容に等しい。おそらく一書の起草者も悌次郎だったに違いない。

『七年史』では、学習院にいた三条西季知・正親町公董・姉小路公知・壬生基脩・中山忠光等に対して悌次郎が熱弁を揮うこの場面を知り、悌次郎等、古今を引証して、慷慨弁論し、辞氣風を生し、目眦裂んとす。堂上対ふる能はず。

と描いている。以後の経過は『京都守護職始末』と同じだが、『七年史』では、「此夜肥後守は、学習院に至りしものを召して、其志を賞し、酒饌を与ふ。」とあって、容保との関係がよく分かる。彼らの行動は、正当に評価されているのである。非合理的な要求に対して正理に基づき決然と対応し、しかも礼を失することのないよう尽力している

公用方の在り方、とりわけ対外交渉で悌次郎がどのような気配りをしているかがよく分かる事例である。

十四

京都で頻発する浪士達の暴発を押さえるための対応、將軍家茂の上洛に関して朝廷との連絡調整に忙殺されている会津藩本営では、この時国元の家老に対して全く性質の異なる問題への対応を迫られていた。

『会津藩庁記録』には、先に記した、足利三代將軍木像梟首事件を報じた国元への二月二十九日付けの文書の外にも、同日付けの文書が何通か収録されている。そのうちの一つは外島機兵衛に関するものである。在京の目付から、当時大坂の御用勤をしていてこの地方の事情に精通している外島を、容保直屬の京都常詰御番役任に任命してほしいという願いが出された。今回は京都守護職という特殊任務に就いたことでもあり、役料五十石を与えて仮役ではなく本務としたいとして、田中土佐・横山主税が連署して国元に送っている。この件については、三月六日付けで、国元の家老は、

外島機兵衛之義二付、本書之通京都より申来候。其表之義、宜御取計被成候様ニと存候事。

と付札をして返したている。

今ひとつは悌次郎に関するものである。「悌次郎之義」という記事は、『会津藩庁記録』には、二カ所に別れてでているが、流れを整理すると以下のようになる。

悌次郎を公用方に任命することについて、国元では問題視する向きが多かったらしい。二月二十九日付けの文書の書き出しはこうなっている。

以手紙申達候。去年中御人減之節、諸向御雇勤之類被減候吟味ニ付而ハ、秋月悌次郎義、如何之御沙汰も相聞候ニ付、御免被成

可然旨、於会津表評議有之趣、権兵衛殿去暮御出府之砌委詳御談も在之候所

手紙を持って申上げます。昨年の人減らしの節、諸方面で御雇働の人数を減らす吟味をした際、秋月倅次郎については、問題があるというところで、評議の結果会津表では辞めさせるのがよいという結論になっていると、昨年暮れ萱野権兵衛殿が江戸に出府された時、詳しくお話がありました、

これを読めば分かるように、倅次郎の扱いについて会津藩では、昨年暮れ以来問題になっていったというのである。この文書は、足利三代の將軍木像梟首事件の詳報を国元におくるについて、倅次郎が渦中にあつて事態解決のために中心になって活躍したことに触れざるを得ないため、先の文書とは別に改めて、倅次郎がここに至ったいきさつを改めて国元に伝えたものということができる。

以下順を追って本文を要約してみたい。

十五

京都守護職という大役を藩公が命じられたについて、彼は学力十分で、遊学して人々との交流も広く、国事の問題点についても話題にすることが出来る。それ故折々藩公が彼から話しを聞くことが出来れば世情や天下の形勢についてお分かりいただけるので都合がいいと、堀七太夫が申し出ていたこともあり、藩公は上洛の折には同人を同行させたらしいとは聞いていたけれども、国元における評価の問題もあるもので、もうしばらく待つてご内意をうかがおうと思ひ最終的な結論は出していかなかった。

(御大用被為蒙仰候以来ハ同人義兼而学力も在之広く遊学之者へ相交り国事之議論ニ相渉折々被召出御尋被遊候ハ、世情之事情形勢も御分り被有可然哉之旨堀七太夫申出置候義も在之尤御上被遊候節同人被召連度御様子も相伺居候へとも何れ其表御衆評之趣も有之候ニ付而ハ尚御内慮相伺候方ニも可有之

哉杯評議未半之所)

井伊家が文久二年十一月二十日、幕命により彦根藩は十万石の減俸処分を受ける。この時彦根藩では、会津藩のせいであろうなつたと恨んでおり不穏だといううわさが流れた。そんなことがあれば、幕府のご威光にも傷がつくし心配なので、この件についての探索を倅次郎と広沢富次郎の二人の命じ、兩人を彦根に行かせることにした。富次郎は柏屋筑後守との関係で江戸に戻らせ、倅次郎は京都に来て探索の結果を報告するように言い含めて行かせた。倅次郎が結果報告に京都に来た時、たまたま山城国京師口々、大坂海岸筋の警衛防禦の方針について伝奏方より質問が来ていた。急なことで見聞のため派遣する人材を思い当たらず当惑していたが、幸い倅次郎が現れた。土佐(田中土佐。横山と連名の文書の筆者。)としては、彼の評価についてはかねてから弁えていたから、都合のよい筋ではないが、外に適任者を思いつかなかったため、野村佐兵衛とともに行かせた。

(井伊家ニ而御領分之内御上知ニ相成右は御家之為ニ如斯御沙汰ニ相成候とて専ら御恨申上居不穩歟之取沙汰相聞方一右様之義在之候而ハ御威光へも相響不安義ニ付為探索右倅次郎広沢富次郎兩人彦根表へ為差越富治郎儀ハ柏屋筑後守殿之都合も在之候ニ付同人義ハ江戸表へ立戻り倅次郎義ハ京都表へ罷出動静之次第申出候様申含差遣候処倅次郎義当地へ罷出候御山城京師口々大坂海岸筋警衛防禦方之義伝奏方より御尋有之急事之義外ニ為見分可差遣者無之当惑之所幸と倅次郎罷登同人噂之義ハ土佐義兼而相弁居候事ニ候へハ相好候筋ニハ無之候へとも外ニ可遣者も無之候ニ付野村左兵衛召連罷出)

藩公が京着後は、全てにわたって新規のことがらが多く、従来の御内用係だけでは、京都の情勢は全く分からないことばかりだった。ところが倅次郎は、朝廷の公卿を始め一橋家やその他の幕府の役人方とも懇意にしており、対外交渉役として調法する存在なので、公用方に取り立て、御内用懸かり、御聞番に任用したいと申し出たところ、

(引継御京著二相成候而も物々新規御創業之御事多二而御内用懸り計二而ハ京地之事情形勢不相分振合候所悌次郎義ハ公卿方を始一橋様其余公儀御役人方之内懇意も有之専ら周旋方二御調法致候二付公用方へ被召仕被下度旨御内用懸り御聞番共申出候処)

江戸表においては、先にも記したように萱野権兵衛殿の否定的な意見もあるけれども、悌次郎のような諸生身分のものを使うと、正規の藩士とちがつて有志とか浪士とか自称する連中の情報収集に役立つし、よい対策がたてられるということもあるので、当分京都に留め置き、公用方に任命したのである。もちろん何か不都合な兆しが見えた場合には、すぐ報告するように公用方の責任者には言い含めてある。今の所何の差し障りも認められない。悌次郎の評価についてはそちらでの評議の結果もあるので、相談の上決すべきことであるが、時機を失ってはならない場合だったので、こんなかたちで報告する。もし問題があるようなら、連絡してほしい。

(於江戸表ニ権兵衛殿御談之趣も有之候へとも諸生之者召仕候へハ有志浪士と唱候者共之事情相分御参考ニも相成候義ハ勿論良策之生候意味も有之候ニ付当分被留置公用方被 仰付候義ニ候申迄なく少しも如何之萌有之候ハ、不打置申出候様公用方主任之者へも厚申合置候所当分之所ニ而ハ何差如何之筋も不相聞候同人噂ニ付而ハ各評議之趣も有之事ニ候間一応可及談義ニ候へ共当時之機会も有之不得止無其義達御聴取計候義ニ候尚各評議之次第も有之候ハ、被申越候様存候已上)

これが、横山主税と田中土佐が連名で、萱野権兵衛・西郷頼母・神保内蔵助・山崎小助・一瀬監物・西郷文吾宛てに出した二月二十九日付け文書の概要である。

なお、この文書の冒頭には、追って書きであろう、以下のような内容が追記されている。

悌次郎の評価については、学校奉行も、藩侯が国家の一大事の時に

京都守護職という大役を命じられたについては、格別に身分に関係なく才能あるものは残らず採用するのでなければ成功しない。彼はこれまで国家のために苦心しており、今後の参考になることが少なからずあるはずで、当初江戸表で任命されたとおり、御内用を命じられ京都の常話として思う存分働かせるとよいという趣旨のことを、別紙のように申し出ているので念のために申し添える。

(猶々悌次郎噂ニ付而ハ学校奉行も同人義国家多事之此節被為蒙 御大職候御義ニ候へハ別而貴賤共夫々御扱用遺才無之様不被遊候而ハ不相成義尤同人事は迄為国家苦心致御参考ニも相成候義不少事ニ候間江戸表ニ而被 仰付置候通御内用向被仰爰元常話被仰付存分驥足を展候様致度旨別紙之通申出置候義も有之候ニ付為心得申遣候已上)

十六

これまで悌次郎の公用方任命のいきさつについては、それまでの彼の働きから見て当然の評価を受けたものとしてあまり問題にされてこなかった。『鞅掌録』に見る人物評などは、公用方に任命された後の総合評価のように思われていたのだが、これを読むと彼は公用方以前、文久二年八月ころ常話儒者見習い御雇勤めに抜擢され藩公の侍読になった時から、抜擢に異をとなえる人たちがいたらしいことが分かってくる。公用方に任命しようとした時、会津表では逆に人減らしのために御雇勤めのメンバーなどは解雇すべきだという風潮があり、特に悌次郎には風当たりが強かったというのである。そこで京都に派遣されることになった重臣達は、悌次郎を当初のメンバーから外し、この時期十萬石を上知され、不穏な情勢の下にあった井伊家の城下彦根に派遣し、報告のため京都に來させてそのまま公用方として任用していた。彼は横山や田中の期待にこたえて大活躍をしたということは本稿で見たとおりである。文中には、諸生身分のもの云々という部分がある。諸生とは、藩士の二、三男いわゆる居候をさす言葉で、藩内

では正規の働き場所のないものをいう。だから諸生を採用することは、正規の藩士を身分によって使うという趣旨から外れた人材活用法のことで、この時期日本国内ではどの藩でもそういう人材活用が行われていた。国際的な大きな潮流に直接向き合い、国内諸藩との外交にも積極的に関わらざるを得ない江戸表の認識に対して、閉鎖的な地域社会である会津藩の国元ではそうした動きに根強い抵抗感があったということであろう。そういう立場からすれば、戊午の密勅を巡って水戸藩に使者に立ったなどということは、身分を弁えない出過ぎた振る舞い以外の何物でも無いということになる。

そういう評価に対して、彼の言説を正当に評価し、できる限り効果的に働く場を与えようというのが、京都に派遣された重臣の考えであった。そのあたりの事情がこの文書を見るとよく分かるのである。

これを受けて、江戸藩邸では、三月六日「秋月悌次郎尊之義二付本書之通京都より申来候其表之義宜御取計被成候様存候事」という付札を添えて国元に送った。

十七

これをうけて国元では次のような付札を添えて京都に送り返す。

紙面之趣致承知候。然所高津平蔵義、頼母内座へ罷出演舌申出候は、秋月悌次郎と申ハ私門弟ニ御座候所、学者と申ハ正直ニ無御座候而ハ不相成者ニ候所、右之者不正直ニし而、権家へ執入出頭を旨とし学者ニハ不似合者ニ候所、御相手をも被仰付其余御用向をも被仰付候哉ニ相聞候所、一ト通り講釈杯御聴被遊候位之事ハ格別御障ニも相成間敷哉ニ候得共、御学問御大切之御年頃、右躰之者御近付ケ被成御内用筋杯被仰付候様ニ而ハ、必至与御為メ不成義ニ候間、爰元へ御下し被成可然旨申出候。平蔵義門弟之尊、執成社可致之所、右之通申出候ハ、隠居後も数年御学問御相手をも被仰付置、御前之御様子をも相弁居、深ク御為メを存候上

之義と相見、兼而及御談候主意ニも暗ニ相恨居候間、被申越候趣ハ有之候へ共、此節被差下可然哉と申談候。其表之義宜被取計候事。三月十一日

高津平蔵が内々西郷頼母のところによってきて演舌した。秋月悌次郎は、私の門弟だ。学者というものは正直を旨とするのに、彼は不正直な上に有力者のところに入りよう心懸けるような、学者には似合わないものである。こんな男に藩公のお相手をさせ、外の仕事も命じられるということだそうだが、一通りの学説の説明くらいをお聞きになるのはよいとして、藩公は一番学問の必要な年齢なので、こんな男を身近において学問の相手をさせれば、藩公のために決してよくない。国元に戻されるのがよい、と。先生ならば門弟の取りなしを頼みに来るのが筋なのに、こういつてきたのはよほどのことだろう。彼は隠居後もしばらく藩公の学問の相手を命じられていたから、事情も分かかっており藩公のためを思つての発言で、かねてから内談でも恨んでいるということだから、今回の要請は分かるがとりあえずは国元に帰すべきだと決まった。それからでもそのようにしてほしい。

師が教え子を罵倒する、これでは国元の評価が否定的になるのもやむを得ない。高津平蔵といえば、悌次郎が日新館在学中、詩を作つて平蔵に見せたところ、こんなものを作るのはもつと学問修行が出来てからだ、中身もみずに放り出したという話が伝えられている。才氣溢れる悌次郎の振るまいがよほどカンにさわつたのだろう。教条的な四書五経の字句の解釈に止まらない実践的な学問を目指した悌次郎の姿が、気に入らなかつたらしいことは想像に難くない。この結果京都における悌次郎の活躍、彼に対する評価は、国元では全く考慮対象にならなかつたのである。これが三月十一日のことである。

十八

これが京都に回送されると、京都では、改めて悌次郎の活躍ぶりを

紹介、評価して、とにかくこのままで仕事をさせると四月十五日に国元に送り返す。「秋月悌次郎尊之義二付 三月六日江戸より之付札へ会津付札へ京都付札」がこれである。

答付札之趣致承知候。同人噂二付而ハ、兼々御談も有之、且平蔵申出候趣も有之候二付而ハ、平常之時節二候ハ、一二之論も無之被差下可然哉二候へ共、御上洛後之事情・形勢、御用之書并通達二追々申遣候所、当時爰元之形勢ハ、諸家二而も文武修行二付廻歴致候有志之諸生等入込、専ら国事之議論等申立居候付、其次第をも聞札御勘考不被為在候得は、御不都合等出来間敷義二無之振合二付、悌次郎義、以前諸国遊歴致候節之因ミも有之、広周旋罷在、時勢之事情掌握致居候上より、御存寄或ハ御書取之御書・草稿等被仰付候而も、速二取調、尤同人申立候議論ハ御拵用二相成候都合二而、至極御調法致居、且浪士共取始末御家へ忝纏二相成候二付而ハ、公用方二而取扱居、周旋方之義ハ諸生共不召使候而は、御用弁不致振合も在之、其一二を拳候へハ、一橋様へ御直二被仰述度義差懸り不被為及其義御事柄等、悌次郎を以武田耕雲齋へ馳出説得いたし、或ハ軼法輪三条様へ同断之義、柴秀治等被遣候得ハ至極御用弁致候事共多く、此節被差下候而ハ必至と御用支も顯然二相見候。平蔵申立候趣、形勢貫通不致上より、彼是申立候義も可有之哉二候へとも、此節私意を挟不直之論等申立候共、許容不致世柄二相成、案事筋無之悌次郎儀兼而之氣癖有之者二候得とも、不正直之所為更二不相聞、尤無油断取締筋公用方主任之者へ申置置候義二候。公用方人備二付、同人噂之義別書二申遣候間、尚取組吟味在之候様存候事。

四月十五日

答書之趣旨はよく分かった。悌次郎のうわさについては、これまでのいろいろな話題になっており、学問の師である平蔵の申し立てもあるこ

とだから、通常ならば早速国元に戻すべきだろうが、守護職拝命以来京都の事情・形勢について、書面や通達などで報告しているしており、現在こちらでは他の藩においても、文武の修行で廻国した経験のある正規の藩士ではない諸生身分のものが入り込んで、国事について議論をしているという状態である。そういう者共の情報を集めた上でものごとを判断しなければ、不都合が生じかねない。悌次郎はさいわい以前諸国漫遊していた関係で、彼らと広くつながっていて、時流を充分把握しているため、容保の思っていることの文章化、書き取りの書類や文書の草稿作成を命じても速やかに調査して報告するので、それをうまく利用出来てまことに調法している。

その上、浪士どもの取扱については会津藩に一任された。この職務は公用方の担当となっており、諸方との交渉などは、諸生を利用しなければうまくゆかないということもある。例を挙げれば将軍後見職徳川慶喜に直接言いたくても、何かと差し支える場合には、悌次郎を水戸家の重臣武田耕雲齋のもとに遣わして説得すると、その意見は水戸家出身の慶喜のところへ伝わるとか、三条実美に伝えたいことがあれば柴秀次を派遣するとスムーズにことが運ぶ。こんな状況なのに今すぐ国元に下向させるとなると守護職の任務遂行に差し支えがでることは明らかだ。

高津平蔵の申し立ては、筋が通らないからといっているところもあるだろうが、現在は私意を差しはさんで不正な論義をしても許されない時代になっている。悌次郎は一癖も二癖もある人物だが、不正直なところはまったくくない。公用方の責任者にはゆだんなく見張っているよう申し付けてあるので、心配ない。公用方として備えておくようもう一度考え直してもらいたい。

国元の守旧的な雰囲気の重臣に対して、公用方としての諸生の働きを、耕雲齋との一件など実例を挙げて高く評価している。とにかく悌

次郎がいなくては守護職の職務遂行上に重大な差し支えが出てくるというのである。現場で、突発的な事件に即座に対応するために、横山主税や田中玄蕃が作り上げようとしている組織の実態がこのやりとりから浮かび上がってくる。

この件の最終決着は、四月二十日まで持ち越される。

秋月悌次郎噂之義付札之通り京都より申来候宜御取計有之候様
存候事 四月廿日

こうしてようやく悌次郎の公用方としての役割が追認されることになった。悌次郎の人事を巡って国元と京都で往復書簡がやりとりされている間に京都では、孝明天皇の石清水八幡宮参詣など次々と新しい事件が起きている。この時期、悌次郎は京都における会津藩の対外活動を一手に引き受けている印象がある。悌次郎は、国元の思惑を超えたところで動いていた。会津藩の不幸の根本原因は、こういうところにも胚胎していたのである。